平成２５年（フ）第４１号
茨城県鉾田市鉾田2143番地
債務者　渡辺　和人
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４８２号
京都市右京区鳴滝川西町20番地10
債務者　インプレッション・スタジオこと　笹室　信一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２０号
京都府向日市寺戸町東野辺64番地の13　きたがわハイツ306、前住所京都府向日市鶏冠井町東井戸33番地の８
債務者　宮崎　眞弓
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
京都府京田辺市河原神谷66番地　22―409
債務者　増本みさき
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
兵庫県姫路市下手野３丁目16番１号　下手野ＮＳハイツ２－Ｇ
債務者　上山由美子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３２号
兵庫県加古川市別府町別府613番地の１
債務者　小倉　賢夫
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４０号
兵庫県姫路市南条428番地　ロッキーコートナカヤ205号室、従前の住所兵庫県姫路市庄田86番地１
債務者　深見はるみ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２８３号
広島市佐伯区藤の木３丁目12番32号
債務者　尾濱　佳世
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４８１号
福岡県大野城市川久保２丁目３番11号
債務者　石田　哲雄
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７９号
佐賀県鳥栖市平田町2567番地１
債務者　古澤　清隆
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
佐賀県佐賀市大財北町４番3507号
債務者　森尾　哲夫
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道982番地
債務者　江頭　枝里
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
佐賀県鳥栖市古賀町360番地３　西２
債務者　丸山　和巳
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
佐賀県鳥栖市蔵上町671－３、住民票上の住所福岡市南区野間３丁目４番１号
債務者　田原　義人
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺3655番地
債務者　三橋　順円
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
佐賀県佐賀市大財２丁目９番18号
債務者　宗　奈美江
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
佐賀市大財５丁目８番66号セントラルヒルズ101号室、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲500番地17
債務者　西條　　進
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
福島県郡山市安積町笹川字西長久保114番地の６
債務者　野村　孝弘
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係